

翻訳証明（23号）

内 容	申請人が作成した翻訳文が原文書（本邦公文書）の忠実な翻訳であることを証明するもの（注1）（注2）。
使 用 目 的	外国官憲に対し本邦における企業の登記、学校の卒業、免許所有等の事実を立証する。
条 件	<p>（1）本人が公館へ出頭して申請する、ただし、やむを得ない事情があるときは、代理人により申請できる。</p> <p>（2）翻訳証明の対象となる原文書はわが国の官公署が発給した公文書に限る。私文書は取り扱わない。ただし、公証人の作成した公正証書に法務局長が認証したものおよび特殊法人及び学校教育法第1条、第2条に規定する私立学校の証明等は例外的に取扱って差し支えない（注3）。</p> <p>（3）申請者は原文書のオリジナルを提出すること。</p> <p>（4）翻訳文は申請者が持参すること。原則として、公館は翻訳文を作成しない。</p>
必 要 書 類	原文書（原本）及びその翻訳文、又は原文書を指示のうえ、その写の提出。
形 式	外国文による証明（証明文の下段に必ず「内容には責任を負わない」旨明記する）。
注 意 事 項	<p>（注1） 翻訳証明に代わる処理（翻訳宣誓書の署名証明）</p> <p>翻訳証明は発給条件が大変厳しく、又、公館に多大な負担を強いる事務であるので、申請人に「翻訳文は正しい」旨の宣誓供述書を作成させ、これに面前にて署名させ、この署名証明を発給する方法をとると双方にとり便利である。申請人が外国人の場合は、その所属国又は現地の公証人に同様の公証を受けるよう指導すればよい。</p> <p>（注2） 外国語から日本語への翻訳証明</p> <p>外国語から日本語への翻訳証明は取り扱わない。わが国では、外国官公署が発給した公文書を本邦で使用する際は、単に和訳文を添付すれば足りることになっている。</p> <p>（注3） わが国の法律・規則等の翻訳証明は取扱わない。係争事件の訴訟に関する裁判所の文書も取扱わない。ただし、本省から指示がある場合、又は本邦家庭裁判所の審判書又は調停書等はこの限りでない。</p>

# 翻訳証明

## 1. 概説

### (1) 証明の内容

申請人が作成した翻訳文が原文書（本邦公文書）の忠実な翻訳であることを証明するもの。すべて外国官公署等あてで、外国文で発給する。

（注）翻訳証明は、翻訳文がわが国の官公署が発給した公文書の忠実な翻訳であることを証明するものであって、原文書の内容の真実性まで証明するものではないので、証明書書式下段にも「内容には責任を負わない」旨予め明記している。

### (2) 使用目的

外国官憲等に対し本邦の企業の登記、学校の卒業、各種免許所有等の事実を立証するため使用される。

### (3) 手数料

証明書1通毎に第23号の領事手数料を徴収。

### (4) 翻訳証明に代わる処理（翻訳宣誓書の署名証明）

翻訳証明は、後述の通り発給条件が厳しく、又、公館に多大な負担を強いいる事務であるので、申請人に「翻訳文は正しい」旨の宣誓供述書を作成させ、これに面前にて署名させ、この署名証明を発給する方法をとると双方により便利である（翻訳者の訳文宣誓の英文例参照）。

ただし、訳文宣誓を行う者は、日本国籍者に限られる。申請人が外国人で、現地提出先より、我が方公館の証明を要求されているとの申し立てがある場合は、通常の翻訳証明とする。しかし、我が方公館の翻訳証明がなくても、翻訳に対し、申請人の所属国又は現地の公証人から同様の公証を受けたもので良い場合もあるので、先ず、提出先に確認するよう説明する。

### (5) 外国語から日本語への翻訳証明

外国語から日本語への翻訳証明は取り扱わない。わが国では、外国公文書を使用する際は、単に和訳文を添付すれば足りるからである。

## 2. 発給条件

### (1) 翻訳証明の対象となる原文書は、原則としてわが国の官公署が発給した公文書に限る。私文書は取り扱わない。但し、私文書を我が国公証人が公正証書としたもので、法務局長が認証した文書は対象となる。

（注1）有効期限のある公文書（例えば運転免許証）は有効期限内のものに限る。有効期の明記のないものは、原則として発行後、6ヶ月以内のものに限る。但し学位記等、一度しか発行されないものについては、この限りではない。

（注2）わが国の法令規則の翻訳証明は、法解釈上問題を生ずるおそれがあるので取

り扱わない。

また、訴訟に関する裁判所の文書は係争事件に巻き込まれるおそれがあるので取り扱わない。

ただし、司法共助に関連して本省の指示がある文書、又は、養子縁組の審判・離婚の調停等家庭裁判所の文書はこの限りでない。

(注3) 公文書であっても、本省又は他公館発行の文書は原則として取り扱わない。

ただし、止むを得ない事情があると判断される場合、事情を付して本省に経伺する。

(注4) 次の文書も公文書とみなすことができる。

イ. 官報等の公の刊行物

ロ. わが国の法令、条例等の規定に基づき公的性格を有するもの（例えば特殊法人等）がその職務上発給した文書

ハ. 国公立の病院が発給した診断書、死体検案書、死亡証明書等

二. 学校教育法第1条に規定された学校が発行した卒業・在学・成績証明書等。これに該当する学校とは、国立、公立、私立の小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園である。ただし、推薦状は形式が整っていても、発行者の個人的な私文書であり、翻訳証明しない。専修学校及び各種学校は該当しない。但し公立（県立等）の学校は該当する。

(注5) 剣道、柔道、空手、華道、茶道等各流派が各々付与する允許状、免許状、師範免許状は私文書である。

(2) 申請人が原文書の原本を提出すること。

(注) ただし、原文書が1通しか発給されず、かつ、申請人が常に所持していることが必要な文書（例えば、免許証、許可証等）である場合には、原本を提出させ、その写をもって翻訳証明の原文書とすることができる。

(3) 翻訳文は申請人が持参すること。公館は原則として翻訳文を作成しない。

### 3. 必要書類

証明の対象となる原文書及び翻訳文

(注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館において写を作成してもよい）。

### 4. 作成要領

(1) 申請人に証明書の使用目的及び提出先等を記入した申請書を提出させる。

(2) 必要書類を提出させ、発給条件を満たしているか否かを審査する。翻訳証明になじまないもの及び公館に多大な負担を強いいるものについては翻訳宣誓供述書の署名証明による処理を指導する。

(3) 翻訳文が原文書の忠実な翻訳であるか否かをチェックする。翻訳文に誤り又は不備な点があるときは、必ず申請人にこの旨指摘し、訂正のうえ清書させる。

(注) 原文書が長文の場合でその一部分の翻訳証明で用が足りるときは、同部分の翻訳証明で取り扱う。この場合、(4)で作成する証明文の終わりの部分は「...  
...translation of the relevant parts of the accompanying Japanese text.」となる。

- (4) 証明書に必要事項（証明番号は証明書発給台帳にて確認）を記入の上、公館長又は担当官（代理署名の指定を受け本省に報告済みの者）が署名し、その下に官職氏名を記入して丸型館印を押す（青又は黒のスタンプインキ使用）。
- (5) 上から証明書、翻訳文、原文書の順に綴じ合わせ、各綴じ目に丸型館印にて契印する（青又は黒のスタンプインキ使用）。
- (注) 翻訳文及び原文書が2枚以上にわたるときは各頁の綴じ目にも契印する。ただし、原文書が2枚以上にわたる場合は、通常本邦発給機関がその綴じ目に契印しており、原則として公館で契印する必要がないが、提出先の現地当局が求める場合には、公館で更に契印する。
- (6) 完成した証明書の写をとる。
- (7) 証明手数料は1件毎に第23号の手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚発給すればよい。
- (8) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。
- (9) 申請書、証明書、翻訳文及び原文書の各写は公館にて保存する。保存期間3年。

(仮語) 翻訳証明 (23号)

CERTIFICAT

| L'Ambassade du Japon | certifie que le document ci-joint  
| Le Consulat Général du Japon |

est une traduction certifiée conforme (en anglais, français, espagnol, etc.) au texte en japonais ci-annexé.

| L'Ambassade du Japon | n'assume en aucun cas la responsabilité  
| Le Consulat Général du Japon |

quant au contenu du texte en japonais.

(Ce certificat sera non valable si détaché de la traduction du texte original en japonais, ou modifié d'une manière quelconque.)

a ..... , le .....  
(lieu) (date)

\_\_\_\_\_  
(signature)

(Nom et prénom) :  
(titre) :

| Ambassade du Japon  
| Consulat Général du Japon |

(Frais : )

(西語) 翻訳証明 (23号)

Cert No.

CERTIFICADO

La Embajada del Japón en España CERTIFICA que el documento adjunto es una traducción fiel en español del texto en japonés al que acompaña.

○ La Embajada del Japón en España no asume ninguna responsabilidad en cuanto al contenido del texto en japonés.

Este documento quedará invalidado en caso de que se separara de la traducción del texto original en japonés, o si éste fuese modificado de cualquier forma.

En Madrid, a ..... de ..... de 20.....

○ .....  
Cónsul

(Derechos: ....€)

CERTIFICATE

Cert. No.

This is to certify that the document attached hereto is a faithful ( \_\_\_\_\_ )  
translation of the accompanying Japanese text.

The \_\_\_\_\_ does not assume  
responsibility for the contents of the Japanese text.

(This certificate will become invalidated if detached from the translation  
of the Japanese original, or altered in any way whatsoever.)

-----  
(Place)

-----  
(Date)

(Fee : \_\_\_\_\_ )

## 翻訳者の訳文宣誓の例

----- (ほん訳文) -----

I, the undersigned, do hereby solemnly and sincerely declare and certify that I am acquainted (or conversant) with the Japanese and English languages, and that the above is a true and faithful translation (場合により of the relevant part) of the attached Japanese document.

Date :

(ほん訳者署名)

氏名ローマ字

Cert. No.

### CERTIFICATE

This is to certify that the above signature of Mr. .... is genuine.

○  
公印

..... (Place), ..... (Date)

Consul-General of Japan  
(Fee )

(又は) \_\_\_\_\_

(Signed by applicant)

Cert. No.

Subscribed and sworn to before me this twenty-seventh day of June  
1991 by (Mr.) (applicant's name)

Consul-General of Japan  
at .....  
(Fee )

○  
公印

以下、宣誓文の例。

I, the undersigned, hereby declare that the foregoing translation is true and correct to the best of my knowledge and belief. In witness whereof, I have hereunto subscribed my name on this 2nd day of July, A. D. 1978.

I, YAMADA Taro, Chief of the .... Branch Office located at.... do solemnly and sincerely declare that I can well understand the Japanese and the English language and that attached document marked "A" is a true and faithful English translation made by me of the accompanying Japanese document marked "B"